

	2、21、22、23の(三)、30の(一)、39、44又は45の許可等に係るもの (二) 13、16の(三)の(2)のハ、23の(一)、25の(一)又は37の許可等に係るもの (三) 16の(三)の(1)若しくは(2)のイ、18、20、23の(二)、24、25の(二)、26、30の(二)又は46の許可等に係るもの									○						○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長			
	54 同法第82条第1項の規定による立入検査 (一) 53の(一)の監督処分を行うためのもの (二) 53の(二)の監督処分を行うためのもの (三) 53の(三)の監督処分を行うためのもの									○							○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長	
一の二 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第9号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 同令第90条の規定による書面の交付 (一) 一の16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は16の2の許可に係るもの (二) 一の16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの																○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長	
二 土地区画整理法(昭和29年法律第19号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 略																			
	2 同法第7条の規定による地区編入についての承認(国有土地に係るものに限る。)																○	中部総合事務 所県土整備局 長 西部総合事務 所県土整備局 長 地方県土整備 局長	地方県土整備 局長	
	3~18 略																			
	19 同法第76条第1項の規定による施行地区内における土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築等の許可																○	中部総合事務 所県土整備局 長 西部総合事務 所県土整備局 長 地方県土整備 局長	地方県土整備 局長	
	20 同法第76条第2項の規定による施行者の意見の聴取																○	中部総合事務 所県土整備局 長 西部総合事務 所県土整備局 長 地方県土整備 局長	地方県土整備 局長	
	21 同法第76条第4項の規定による土地の原状回復等の命令																○	中部総合事務 所県土整備局 長 西部総合事務 所県土整備局 長		
一の二 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第9号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 同令第90条の規定による書面の交付 (一) 一の16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は16の2の許可に係るもの (二) 一の16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの																	○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長
二 土地区画整理法(昭和29年法律第19号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 略																			
	2 同法第7条の規定による地区編入についての承認(国有土地に係るものに限る。)																○	中部総合事務 所県土整備局 長 西部総合事務 所県土整備局 長 地方県土整備 局長	地方県土整備 局長	
	3~18 略																			
	19 同法第76条第1項の規定による施行地区内における土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築等の許可																○	中部総合事務 所県土整備局 長 西部総合事務 所県土整備局 長 地方県土整備 局長	地方県土整備 局長	
	20 同法第76条第2項の規定による施行者の意見の聴取																○	中部総合事務 所県土整備局 長 西部総合事務 所県土整備局 長 地方県土整備 局長	地方県土整備 局長	
	21 同法第76条第4項の規定による土地の原状回復等の命令																○	中部総合事務 所県土整備局 長 西部総合事務 所県土整備局 長		

										地方県土整備局長	
22~29 略											
三 都市公園法(昭和51年法律第91号)に基づく知事の権限に属する事務											
1~3 略											
4	同法第6条第1項及び第3項の規定による都市公園の占用の許可及びその内容の変更の許可								○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長
5	同法第9条の規定による都市公園の占用に係る協議								○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長
6	同法第10条第2項の規定による原状の回復等の措置についての指示 (一) 都市計画区域の項の三の四の許可に係るもの (二) (一)以外のもの								○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長
7	同法第11条第1項又は第2項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令 (一) 都市計画区域の項の三の四の許可に係るもの (二) (一)以外のもの								○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長
8~10 略											
四 鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)に基づく知事の権限に属する事務											
1	同条例第3条第1項及び第2項の規定による都市公園における行為の許可及びその内容の変更の許可								○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長
2 略											
3	同条例第8条第4項の規定による使用料の減免 (一) 都市計画区域の項の三の四及び同項の四の1の許可に係るもの (二) (一)以外のもの								○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長
4	同条例第8条第5項ただし書の規定による使用料の返還 (一) 都市計画区域の項の三の四及び同項の四の1の許可								○	中部総合事務所県土整備局長	

										地方県土整備局長	
22~29 略											
三 都市公園法(昭和51年法律第91号)に基づく知事の権限に属する事務											
1~3 略											
4	同法第6条第1項及び第3項の規定による都市公園の占用の許可及びその内容の変更の許可								○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長
5	同法第9条の規定による都市公園の占用に係る協議								○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長
6	同法第10条第2項の規定による原状の回復等の措置についての指示 (一) 都市計画区域の項の三の四の許可に係るもの (二) (一)以外のもの								○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長
7	同法第11条第1項又は第2項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令 (一) 都市計画区域の項の三の四の許可に係るもの (二) (一)以外のもの								○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長
8~10 略											
四 鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)に基づく知事の権限に属する事務											
1	同条例第3条第1項及び第2項の規定による都市公園における行為の許可及びその内容の変更の許可								○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長
2 略											
3	同条例第8条第4項の規定による使用料の減免 (一) 都市計画区域の項の三の四及び同項の四の1の許可に係るもの (二) (一)以外のもの								○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長
4	同条例第8条第5項ただし書の規定による使用料の返還 (一) 都市計画区域の項の三の四及び同項の四の1の許可								○	中部総合事務所県土整備局長	

<p>。以下河川区間の項の二において同じ。)に係るもの (二) (一)以外で取水量が1秒に最大0.1立方メートル未満で一時的な占用に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもののうち特定水利使用に係るもの (四) (一)、(二)及び(三)以外のもの</p>	○	○		○					○ 地方県土整備局長 日野総合事務所長
<p>24 同法第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で次に掲げるものに係るもの (1) 仮設の工事用施設 (2) 採草地、放牧地その他これらに類するもの (3) 河川区域内の土地において採取する土石等の搬出路 (4) 河川附近地の土地から堤防等へ通ずる道路に工物の設置を伴わないもの(幅員3メートルを超えるものを除く。) (5) 配水管(管の内径が5センチメートルを超えるものうち埋内地盤高が計画高水位より高い区間(以下河川区間の項の二において「堀込河道区間」という。)外に設置するもの又は掘削占用に係るものを除く。) (6) 水管、下水道管、ガス管その他の管類(橋りょうに添架されるもの又は掘込河道区間内において橋りょう形式で橋脚を設けず設置されるものに限る。) (7) 上空の占用に係るもの (8) 法令に基づき設置するもの (9) 橋りょう(掘込河道区間内において橋脚を設けず設置されるものに限る。) (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、一時的な占用又は許可期間満了後の継続占用(流水の占用を伴うものを除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの</p>	○	○		○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
<p>25 同法第25条の規定による土石等の採取</p>	○	○		○					○
<p>。以下河川区間の項の二において同じ。)に係るもの (二) (一)以外で取水量が1秒に最大0.1立方メートル未満で一時的な占用に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもののうち特定水利使用に係るもの (四) (一)、(二)及び(三)以外のもの</p>	○	○		○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
<p>25 同法第25条の規定による土石等の採取</p>	○	○		○				○	○

の許可																				地方県土整備 局長
26 同法第26条第1項及び第4項の規定による河川区域内の土地における工作物の新築、改築等の許可 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で24の(二)の(1)から(3)まで、(5)、(6)及び(8)から(10)までに掲げるものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの																				地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長
27 略																				
28 同法第27条第1項の規定による土地の掘削等の許可又は竹木の栽植若しくは伐採の許可 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外のもの																				地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長
29 略																				
30 同法第30条第1項の規定による工作物の新築又は改築の工事の完了検査 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で河川法施行令(昭和40年政令第14号)第17条第2号及び第3号に掲げる工作物(以下河川課の項の1の31及び32において「工作物」という。)の新築又は改築の工事に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの																				地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長
31 同法第30条第2項の規定による工作物の一部の使用の承認 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で工作物の一部の使用に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの																				地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長
32 同法第31条第2項の規定による工作物の除去時の命令 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で26の(二)により許可したものに係るもの																				地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長
の許可																				地方県土整備 局長
26 同法第26条第1項及び第4項の規定による河川区域内の土地における工作物の新築、改築等の許可 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で24の(二)の(1)から(3)まで、(5)、(6)及び(8)から(10)までに掲げるものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの																				地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長
27 略																				
28 同法第27条第1項の規定による土地の掘削等の許可又は竹木の栽植若しくは伐採の許可 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外のもの																				地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長
29 略																				
30 同法第30条第1項の規定による工作物の新築又は改築の工事の完了検査 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で河川法施行令(昭和40年政令第14号)第17条第2号及び第3号に掲げる工作物(以下河川課の項の1の31及び32において「工作物」という。)の新築又は改築の工事に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの																				地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長
31 同法第30条第2項の規定による工作物の一部の使用の承認 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で工作物の一部の使用に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの																				地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長
32 同法第31条第2項の規定による工作物の除去時の命令 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で26の(二)により許可したものに係るもの																				地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長

五の二 略												日野総合事務所 所長			
七 同令第9条第2項の規定による附帯工事の調査及び負担金の額の決定 (一) 4により負担金の額を決定したものに係るもの												○	総合事務所長 地方県土整備局長	○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
(二) (一)以外のもの												○			
八 同令第10条の規定による負担金の還付等の命令 (一) 4により負担金の額を決定したものに係るもの												○	総合事務所長 地方県土整備局長	○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
(二) (一)以外のもの												○			
五の二 略															
六 海岸法に基づく知事の権限に属する事務（耕地課及び空母巻巻線図の所準事務に係るものを除く。）												1～16 略			
17 同法第7条第1項又は第37条の4の規定による海岸保安区域又は一般公共海岸区域の占用の許可 (一) 一時的な占用又は許可期間満了後の継続占用に係るもの												○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長	○	地方県土整備局長
(二) (一)以外のもの												○			
18 同法第8条第1項又は第37条の5の規定による土石の採取等の許可												○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長	○	地方県土整備局長
19及び20 略															
21 同法第10条第2項（同法第37条の8において準用する場合を含む。）の規定による国等の行う海岸保安区域の占用等の協議 (一) 17の(一)又は18に係るもの												○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長	○	地方県土整備局長
(二) (一)以外のもの												○			
22 同法第1条（同法第37条の8において準用する場合を含む。）の規定による占用料及び土石採取料の徴収												○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長	○	地方県土整備局長
23 同法第2条（同法第37条の8において準用する場合を含む。）の規定による法															

<p>令等の違反の場合における許可の取消し等 (一) 17の(一)又は18により許可したものに係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>									○	<p>中野総合事務所 所長 西宮総合事務所 所長 地方県土整備 局長</p>									○	<p>地方県土整備 局長</p>																		
24及び25 略																																						
<p>26 同法第13条の規定による海岸保全施設に関する工事の承認等 (一) 工事費が5,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>																				○	<p>総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長</p>											○	<p>地方県土整備 局長 日野総合事務所 所長</p>					
27及び28 略																																						
<p>29 同法第18条の規定による土地等の立入り及び一時使用並びに損失補償等</p>																					○	<p>中野総合事務所 所長 西宮総合事務所 所長 地方県土整備 局長</p>												○	<p>地方県土整備 局長</p>			
30 略																																						
<p>31 同法第20条第1項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は海岸保全施設への立入検査</p>																					○	<p>中野総合事務所 所長 西宮総合事務所 所長 地方県土整備 局長</p>													○	<p>地方県土整備 局長</p>		
<p>32 同法第21条第1項又は第2項の規定による法令違反等の場合における海岸保全施設の改良、補修等の命令 (一) 26の(一)により許可したものに係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>																						○	<p>総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長</p>												○	<p>地方県土整備 局長 日野総合事務所 所長</p>		
33 略																																						
<p>34 同法第24条第1項の規定による海岸保全区域台帳の調製及び保管(同法第37条の8において準用する場合を含む。)</p>																						○	<p>総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長</p>													○	<p>地方県土整備 局長</p>	
35～39 略																																						
<p>40 同法第35条第2項(同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による延滞金の徴収</p>																						○	<p>中野総合事務所 所長 西宮総合事務所 所長 地方県土整備 局長</p>														○	<p>地方県土整備 局長</p>
41～43 略																																						

七 鳥取県海岸占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第30号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による占用料等の減免									○	中務総合事務所 所限土整備局長 西務総合事務所 所限土整備局長 地方県土整備局長		
	八 鳥取県海岸占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第30号）に基づく知事の権限に属する事務（耕地復旧及び空き缶等汚濁の所掌事務に係るものを除く。）	1 同条例第6条の規定による工事等の完了の検査									○	中務総合事務所 所限土整備局長 西務総合事務所 所限土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長
	2 略												
九 水防法（昭和三十二年法律第193号）に基づく知事の権限に属する事務	1～6 略												
	7 同法第22条の規定による避難のための立退きの指示										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長 日野総合事務所 所限土整備局長
	8～13 略												
十及び十一 略													
治山砂防課	一 砂防採取法（昭和43年法律第74号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4 略											
	5 同法第16条の規定による砂利の採取計画の認可										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長 日野総合事務所 所限土整備局長
	6 同法第20条第1項の規定による砂利の採取計画の変更の認可										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長 日野総合事務所 所限土整備局長
	7 同法第20条第2項の規定による砂利の採取計画の軽微な変更の届出の受理										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長 日野総合事務所 所限土整備局長
	8 同法第20条第3項の規定による砂利の採取計画の認可を受けた者の氏名等の変更の届出の受理										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長 日野総合事務所 所限土整備局長
	9 同法第22条の規定による認可採取計画の変更の命令										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長 日野総合事務所 所限土整備局長
	10 同法第23条の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長 日野総合事務所 所限土整備局長
11 同法第24条の規定による砂利の採取の										○	総合事務所の 県土整備局長		
七 鳥取県海岸占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第30号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による占用料等の減免										○	中務総合事務所 所限土整備局長 西務総合事務所 所限土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長
八 鳥取県海岸占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第30号）に基づく知事の権限に属する事務（耕地復旧及び空き缶等汚濁の所掌事務に係るものを除く。）	1 同条例第6条の規定による工事等の完了の検査										○	中務総合事務所 所限土整備局長 西務総合事務所 所限土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長
九 水防法（昭和三十二年法律第193号）に基づく知事の権限に属する事務	1～6 略												
7 同法第22条の規定による避難のための立退きの指示											○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長 日野総合事務所 所限土整備局長
8～13 略													
十及び十一 略													
治山砂防課	一 砂防採取法（昭和43年法律第74号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4 略											
	5 同法第16条の規定による砂利の採取計画の認可										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長 日野総合事務所 所限土整備局長
	6 同法第20条第1項の規定による砂利の採取計画の変更の認可										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長 日野総合事務所 所限土整備局長
	7 同法第20条第2項の規定による砂利の採取計画の軽微な変更の届出の受理										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長 日野総合事務所 所限土整備局長
	8 同法第20条第3項の規定による砂利の採取計画の認可を受けた者の氏名等の変更の届出の受理										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長 日野総合事務所 所限土整備局長
	9 同法第22条の規定による認可採取計画の変更の命令										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長 日野総合事務所 所限土整備局長
	10 同法第23条の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	地方県土整備局長 日野総合事務所 所限土整備局長
11 同法第24条の規定による砂利の採取の										○	総合事務所の 県土整備局長		

	廃止の届出の受理																	地方県土整備局長
	12 略																	
	13 同法第33条の規定による業務に関する報告の徴収（砂利の採取計画に係るものに限る。）																	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	14 同法第34条第2項又は第3項の規定による砂利採取業者の事務所等への立入検査等の実施																	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	15 略																	
	16 同法第36条第3項の規定による関係市町村長への通報 （一）申請があったときに係るもの及び5又は6により処分したときに係るもの （二）（一）以外のもの																	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	17 同法第37条第2項の規定による市町村長から要請があった場合の認可採取計画の変更の命令等の措置																	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
二 採石法（昭和25年法律第291号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4 略																	
	5 同法第33条の規定による岩石の採取計画の認可 （一）砕石以外の用に供する岩石の採取計画で採取区域が1ヘクタール未満のものに係るもの （二）（一）以外のもの																	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	6 同法第33条の5第1項の規定による岩石の採取計画の変更の認可 （一）5の（一）により認可したものに係るもの （二）（一）以外のもの																	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	7 同法第33条の5第2項の規定による岩石の採取計画の変更の届出の受理																	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	8 同法第33条の5第4項の規定による氏名等の変更の届出の受理																	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	廃止の届出の受理																	地方県土整備局長 日野総合事務所 所長 所長 所長
	12 略																	
	13 同法第33条の規定による業務に関する報告の徴収（砂利の採取計画に係るものに限る。）																	地方県土整備局長 日野総合事務所 所長 所長 所長
	14 同法第34条第2項又は第3項の規定による砂利採取業者の事務所等への立入検査等の実施																	地方県土整備局長 日野総合事務所 所長 所長 所長
	15 略																	
	16 同法第36条第3項の規定による関係市町村長への通報 （一）申請があったときに係るもの及び5又は6により処分したときに係るもの （二）（一）以外のもの																	地方県土整備局長 日野総合事務所 所長 所長 所長
	17 同法第37条第2項の規定による市町村長から要請があった場合の認可採取計画の変更の命令等の措置																	地方県土整備局長 日野総合事務所 所長 所長 所長
二 採石法（昭和25年法律第291号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4 略																	
	5 同法第33条の規定による岩石の採取計画の認可 （一）砕石以外の用に供する岩石の採取計画で採取区域が1ヘクタール未満のものに係るもの （二）（一）以外のもの																	地方県土整備局長 日野総合事務所 所長 所長 所長
	6 同法第33条の5第1項の規定による岩石の採取計画の変更の認可 （一）5の（一）により認可したものに係るもの （二）（一）以外のもの																	地方県土整備局長 日野総合事務所 所長 所長 所長
	7 同法第33条の5第2項の規定による岩石の採取計画の変更の届出の受理																	地方県土整備局長 日野総合事務所 所長 所長 所長
	8 同法第33条の5第4項の規定による氏名等の変更の届出の受理																	地方県土整備局長 日野総合事務所 所長 所長 所長

	(二) 治山砂防課の項の六の1の(二)又は2の(二)に係るもの																		○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長		
	10 同法第30条の規定による遊玩事業の更正等の命令																		○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長		
	11 略																					
五 略																						
六 鳥取県砂防指定地等管理条例(平成15年鳥取県条例第10号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条第1項の規定による制限行為の許可 (一) 発電に係るもの (二) (一)以外のもの																			○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長	
	2 同条例第5条第1項の規定による砂防設備等の占用の許可 (一) 発電に係るもの (二) (一)以外のもの																			○	総合事務所長 地方県土整備 局長	
	3 同条例第6条第2項の規定による許可期間の更新																			○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長	
	4 同条例第7条第1項の規定による許可に係る事項の変更の許可 (一) 1の(一)又は2の(二)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(一)に係るもの																			○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長	
	5 同条例第8条の規定による現に制限行為を行っている者からの届出の受理																			○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長	
	6 同条例第9条の規定による国等が行う制限行為についての協議 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの																			○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長	
	(二) 治山砂防課の項の六の1の(二)又は2の(二)に係るもの																			○	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長	
	10 同法第30条の規定による遊玩事業の更正等の命令																			○	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長	
	11 略																					
五 略																						
六 鳥取県砂防指定地等管理条例(平成15年鳥取県条例第10号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条第1項の規定による制限行為の許可 (一) 発電に係るもの (二) (一)以外のもの																			○	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長	
	2 同条例第5条第1項の規定による砂防設備等の占用の許可 (一) 発電に係るもの (二) (一)以外のもの																			○	地方県土整備 局長 日野総合事務 所長	
	3 同条例第6条第2項の規定による許可期間の更新																			○	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長	
	4 同条例第7条第1項の規定による許可に係る事項の変更の許可 (一) 1の(一)又は2の(二)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(一)に係るもの																			○	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長	
	5 同条例第8条の規定による現に制限行為を行っている者からの届出の受理																			○	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長	
	6 同条例第9条の規定による国等が行う制限行為についての協議 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの																			○	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長	

7 同条例第10条第2項の規定による採取料等の減免 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの		○							○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長	長
8 同条例第14条第1項の規定による制限行為等の許可に基づく権限の譲渡の承認 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの		○							○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長
9 略											
10 同条例第16条の規定による砂防指定地等の管理に必要な報告の徴収									○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長
七 鳥取県砂防指定地等管理規則（平成元年鳥取県規則第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第9条の規定による制限行為等の着手、制限行為等の終了等及び出所等の変更の届出の受理								○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長
2 同規則第9条の規定による制限行為等の許可に基づく地位を承継した者からの届出の受理 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの		○							○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長
八 地すべり等防止法に基づく知事の権限に属する事務	1 略									○	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長
2 同法第8条の規定による地すべり防止区域の標識の設置										○	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長
3～7 略											
8 同法第8条第1項の規定による地すべり防止区域内における行為の許可 (一) 同項第3号又は第5号に掲げるもの (二) (一)以外のもの									○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長
7 同条例第10条第2項の規定による採取料等の減免 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの		○							○	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長	
8 同条例第14条第1項の規定による制限行為等の許可に基づく権限の譲渡の承認 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの		○							○	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長	
9 略											
10 同条例第16条の規定による砂防指定地等の管理に必要な報告の徴収									○	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長	
七 鳥取県砂防指定地等管理規則（平成元年鳥取県規則第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第9条の規定による制限行為等の着手、制限行為等の終了等及び出所等の変更の届出の受理								○	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長	
2 同規則第9条の規定による制限行為等の許可に基づく地位を承継した者からの届出の受理 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの		○							○	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長	
八 地すべり等防止法に基づく知事の権限に属する事務	1 略								○	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長	
2 同法第8条の規定による地すべり防止区域の標識の設置									○	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長	
3～7 略											
8 同法第8条第1項の規定による地すべり防止区域内における行為の許可 (一) 同項第3号又は第5号に掲げるもの (二) (一)以外のもの									○	地方県土整備 局長 日野総合事務 所県土整備局 長	

の																					
9 略																					
10	同法第21条第1項の規定による許可の取消し等 (一) 8により許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの																		○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	
11及び12 略																					
13	同法第22条第1項の規定による地すべり防止施設の管理者からの報告の徴収及び当該施設への立入検査																		○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	
14～21 略																					
九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく知事の権限に属する事務																					
1及び2 略																					
3	同法第6条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の標識の設置																			○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
4	同法第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域において行う行為の許可 (一) 同項第2号に掲げる行為に係るもの (二) (一)以外のもの																			○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
5	同法第8条第1項の規定による許可の取消し等の監督処分 (一) 4の(一)に係るもの (二) 4の(二)に係るもの																			○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
6及び7 略																					
8	同法第11条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内の土地への立入検査																			○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
9	同法第17条第1項の規定による県営工事のための土地の立入り又は#若使用																			○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
10及び11 略																					
十 土石災害	1 同法第5条第1項																			○	総合事務所の

の																						
9 略																						
10	同法第21条第1項の規定による許可の取消し等 (一) 8により許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの																			○	地方県土整備局長 日野総合事務所 県土整備局長	
11及び12 略																						
13	同法第22条第1項の規定による地すべり防止施設の管理者からの報告の徴収及び当該施設への立入検査																			○	地方県土整備局長 日野総合事務所 県土整備局長	
14～21 略																						
九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく知事の権限に属する事務																						
1及び2 略																						
3	同法第6条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の標識の設置																				○	地方県土整備局長 日野総合事務所 県土整備局長
4	同法第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域において行う行為の許可 (一) 同項第2号に掲げる行為に係るもの (二) (一)以外のもの																				○	地方県土整備局長 日野総合事務所 県土整備局長
5	同法第8条第1項の規定による許可の取消し等の監督処分 (一) 4の(一)に係るもの (二) 4の(二)に係るもの																				○	地方県土整備局長 日野総合事務所 県土整備局長
6及び7 略																						
8	同法第11条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内の土地への立入検査																				○	地方県土整備局長 日野総合事務所 県土整備局長
9	同法第17条第1項の規定による県営工事のための土地の立入り又は#若使用																				○	地方県土整備局長 日野総合事務所 県土整備局長
10及び11 略																						

警戒区域等 における土 砂災害防止 対策の推進 に関する法 律（平成12 年法律第57 号）に基 づく知事の権 限に属する 事務	の規定による基礎調 査のための土地の立 入り又は一時使用									県土整備局長 地方県土整備 局長
	2 同法第6条第1項 の規定による土砂災 害警戒区域の指定	○								
	3 同法第6条第3項 の規定による市町村 長の意見の聴取							○		総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
	4 同法第8条第1項 の規定による土砂災 害特別警戒区域の指 定	○								
	5 同法第8条第3項 の規定による市町村 長の意見の聴取							○		総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
	6 同法第8条第8項 の規定による土砂災 害特別警戒区域の指 定の解除	○								
	7 同法第9条第1項 の規定による土砂災 害特別警戒区域内で 行う開発行為の許可 (一) 開発行為の面 積が10,000平方メ ートル未満のもの に係るもの (二) (一)以外のもの							○		総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
	8 同法第13条第1項 の規定による土砂災 害特別警戒区域内で 行っている開発行為 に係る届書の受理 (一) 開発行為の面 積が10,000平方メ ートル未満のもの に係るもの (二) (一)以外のもの							○		総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
	9 同法第14条の規定 による土砂災害特別 警戒区域内で行う開 発行為の協議 (一) 開発行為の面 積が10,000平方メ ートル未満のもの に係るもの (二) (一)以外のもの							○		総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
	10 同法第16条第1項 の規定による土砂災 害特別警戒区域内で 行う開発行為の変更 の許可 (一) 7の(一)で許可 したものに係る もの (二) (一)以外のもの							○		総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
	11 同法第16条第3項 の規定による土砂災 害特別警戒区域内で 行う開発行為の変更 の届書の受理 (一) 7の(一)で許可 したものに係る もの (二) (一)以外のもの							○		総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
	12 同法第16条第4項 の規定による土砂災 害特別警戒区域内で									

行う開発行為の変更の協議 (一) 9の(一)で協議したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○	○				○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
13 同法第17条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の完了の届出の受理 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○	○				○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
14 同法第17条第2項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の完了の検査 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○	○				○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
15 同法第17条第2項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の完了の検査前回の交付 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○	○				○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
16 同法第10条の規定による対策工事等の廃止の届出の受理 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○	○				○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
17 同法第20条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の許可の取消し等 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○	○				○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
18 同法第20条第3項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の許可の取消し等に係る標識の設置 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○	○				○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
19 同法第21条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内の土地の立入り検査 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○	○				○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長

	の																																
20	同法第22条の規定による土砂災害特別警戒区域内の開発行為の許可を受けた者からの報告の聴取等 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○								○																							
21	同法第25条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等への土砂災害防止等のために必要な措置の勧告 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○								○																							
十一	鳥取県補助交付金に基づく知事の権限に属する事務									○																							
空 港 港 湾 課	一 土木工事及び電気設備工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸魚場整備事業に係るもの	○								○																							
空 港 港 湾 課	一 土木工事及び電気設備工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (三) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事	○								○																							
土	鳥取県補助交付金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務									○																							
空 港 港 湾 課	一 土木工事及び電気設備工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (三) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事	○								○																							

総合事務所の
県土整備局長
地方県土整備
局長

総合事務所の
県土整備局長
地方県土整備
局長

総合事務所の
地方県土整備
局長

地方県土整備
局長
日野総合事務
所長

鳥取空港管理
事務所長
鳥取港湾事務
所長

鳥取空港管理
事務所長
鳥取港湾事務
所長

<p>係るもの イ 国庫負担金 又は国庫補助 金の交付の対 象となる工事 で設計の変更 について主務 大臣等の承認 を必要とする ものに係るも の ロ 契約金額の 5割以上の増 を伴うもの ハ イ及びロ以 外のもの (3) 工事費が 1億円未満の工 事に係るもの イ 国庫負担金 又は国庫補助 金の交付の対 象となる工事 で設計の変更 について主務 大臣等の承認 を必要とする ものに係るも の ロ 契約金額の 5割以上の増 を伴うもの(変 更後の請負 対象設計金額 が1億円以上 となる場合に 限る。) ハ イ及びロ以 外のもの (イ) 空港整 備事業に係 るもの (ロ) 港湾・ 漁港・海岸 整備事業及 び沿岸整備 事業に係る もの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								
3 略																																																																											
<p>4 土木工事及び電気 設備工事に係る請負 契約の締結の決定 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (三) 請負設計対象 金額が1億円未満 の工事に係るもの (1) 空港整備事 業に係るもの (2) 港湾・漁港 ・海岸整備事業 及び沿岸漁場整 備事業に係るも の</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								
5~7 略																																																																											
<p>8 土木工事及び電気 設備工事の施行のた めの土地の取得及び 使用並びに地上権、 地役権その他土地に 関する所有権以外の 権利、鉱業権、温泉 を利用する権利並び に立木、建物その他 土地に定着する物件 の所有権及び所有権 以外の権利の取得、 使用及び消滅並びに</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								
<p>事に係るもの イ 国庫負担金 又は国庫補助 金の交付の対 象となる工事 で設計の変更 について主務 大臣等の承認 を必要とする ものに係るも の ロ 契約金額の 5割以上の増 を伴うもの ハ イ及びロ以 外のもの (3) 工事費が 6,000万円未満 の工事に係るも の イ 国庫負担金 又は国庫補助 金の交付の対 象となる工事 で設計の変更 について主務 大臣等の承認 を必要とする ものに係るも の ロ 契約金額の 5割以上の増 を伴うもの(変 更後の請負 対象設計金額 が6,000万円 以上となる場 合に限る。) ハ イ及びロ以 外のもの (イ) 空港整 備事業に係 るもの (ロ) 港湾・ 漁港・海岸 整備事業及 び沿岸整備 事業に係る もの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3 略											<p>4 土木工事及び電気 設備工事に係る請負 契約の締結の決定 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が6,000万円 以上2億円未満の 工事に係るもの (三) 請負設計対象 金額が6,000万円 未満の工事に係る もの (1) 空港整備事 業に係るもの (2) 港湾・漁港 ・海岸整備事業 及び沿岸漁場整 備事業に係るも の</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5~7 略											<p>8 土木工事及び電気 設備工事の施行のた めの土地の取得及び 使用並びに地上権、 地役権その他土地に 関する所有権以外の 権利、鉱業権、温泉 を利用する権利並び に立木、建物その他 土地に定着する物件 の所有権及び所有 権以外の権利の取 得、使用及び消滅並</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○